

議案第78号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例

（宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

第1条 宝塚市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

（宝塚市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 宝塚市個人情報保護条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（宝塚市一般事務手数料条例の一部改正）

第3条 宝塚市一般事務手数料条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5中(13)の項を削り、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項から(18)の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第78号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法 <u>第19条第10号</u> に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第4条 番号法 <u>第19条第10号</u> の規定により、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報を求めたときは、当該情報提供機関は、当該特定個人情報を提供することができる。	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法 <u>第19条第11号</u> に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第4条 番号法 <u>第19条第11号</u> の規定により、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報を求めたときは、当該情報提供機関は、当該特定個人情報を提供することができる。
2 (略)	2 (略)

宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法<u>第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法<u>第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表(第3条による改正関係)

(現行)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(12) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
(13) 個人番号カードの再交付	1件につき800円
(14) 破産に関する証明	1件につき300円
(15) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円
(16) 資格に関する証明	1件につき300円
(17) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
(18) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円

(改正案)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(12) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
(13) 破産に関する証明	1件につき300円
(14) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円
(15) 資格に関する証明	1件につき300円
(16) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
(17) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円

